第二千七百四十八号

平成二十九年

曜

山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。

十一月二十七日

#### 目 次

#### 告 示

○保安林の指定施業要件の変更(三件)………………………………………………七四六 ○道路の供用開始(二件)………………………………………………………七四七 ○保安林の指定施業要件の変更予定(四件)………………………………………七四 ·七四七 七四七 七四七

教育委員会

# ○落札者の決定について……………

#### 告 示

## 山梨県告示第三百五十五号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事 後

斎

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 山梨市 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的 公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

 $\mathbb{H}$  $(\underline{\phantom{a}})$ 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

その図面及び関係書類を山梨県庁及び

月

## 山梨県告示第三百五十六号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 笛吹市 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的 公衆の保健

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

·七四八

·七四八

笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第三百五十七号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう

平成二十九年十一月二十七日

後

山梨県知事

斎

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲州市 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的 干害の防備

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

Щ

梨

県

Щ

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 その図面及び関係書類を山梨県庁及び 次のとおりとする。

### 山梨県告示第三百五十八号

甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲州市 (次の図に示す部分に限る。) 斎

保安林として指定された目的 公衆の保健

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

#### 山梨県告示第三百五十九号

に保安林の指定施業要件を変更する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事 後 藤

斎

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 韮崎市 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的 水害の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

3 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

> 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

#### 山梨県告示第三百六十号

に保安林の指定施業要件を変更する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 限る。) 南アルプス市 (次の図に示す部分に

二 保安林として指定された目的 公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

### 山梨県告示第三百六十一号

に保安林の指定施業要件を変更する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事

斎

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北杜市 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的 公衆の保健

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

### 山梨県告示第三百六十二号

所において、この告示の日から平成二十九年十二月十八日まで一般の縦覧に供する。路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事 後 藤

斎

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 折門古関線

三 道路の区域

一九・八	二〇・七~	新	子上カープ三者おグで	で言葉君手列田淋戸
	二六・〇		ラ を 日子 一 、 三 客 也 と ま	三季ド身正丁頭
一九・八	二〇・七~	旧	戸字白子一六四番地先か	巨摩郡身延町瀬
(メートル) 長	(メートル)敷地の幅員	の旧 別新	間	区

### 山梨県告示第三百六十三号

所において、この告示の日から平成二十九年十二月十八日まで一般の縦覧に供する。路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

山梨県知事 後 藤

斎

平成二十九年十一月二十七日

種道 類路 の
路
線
名
区
間
ぐ延
(メート)
ル長
期日開始の

### 山梨県告示第三百六十四号

まで一般の縦覧に供する。設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年十二月十八日設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年十二月十八日路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建造路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事 後 藤

斎

## 山梨県告示第三百六十五号

備え置いて縦覧に供する。の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所にの位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事 後 藤

斎

指定の年月日 平成二十九年十一月十六日

百七十一番九十五番九の一部、五百六十九番四の一部、五百七十番五及び五十五番九の一部、五百六十九番四の一部、五百七十番四の一部、五百七十番五及び五一 指定道路の位置 笛吹市春日居町別田字永塚花櫻町五百七十一番十七の一部、六百

一 指定道路の幅員 最大五・○四メートル 最小五・○○メートル

指定道路の延長 二十八・三三メートル

四

#### 山梨県告示第三百六十六号

山梨県収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。 山梨県収入証紙条例(昭和三十九年山梨県条例第十七号)第六条第一項の規定により、

平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事 後 藤

斎

Щ

梨

県

公

Щ

梨

県

公

三百二十三番地一一三百二十三番地	笛吹市御坂町尾山	売りさばき場所
三百二十三番地	笛吹市御坂町尾山	住
一 笛吹市水道協 事・会長 田 中三男	_	 氏 名
	般社団法人 平成二十九年十一月十日	指定年月日

#### 公 告

#### 換地処分の実施

県営農地環境整備事業(大武川地区大武川工区)の換地処分を平成二十九年十一月七日 実施した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事 後 藤

斎

#### 教育委員会

#### 落札者の決定について

シュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成され 適用を受ける調達契約に係るものである。 た政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

平成二十九年十一月二十七日

山梨県立博物館

落札に係る借入物品等 山梨県立博物館常設展示関連機器等一式副館長 渡 辺

- 二 契約に関する事務を担当する所属
- 名称 山梨県立博物館
- 所在地 山梨県笛吹市御坂町成田千五百一番地一
- 落札者を決定した日 平成二十九年十一月十五日

落札者

発行者 Ш 梨 県 甲府市丸の内一丁目六番一号

健

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

住所 東京都港区芝浦一丁目二番三号

落札金額 四千五百二十三万四百円

六 五 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

よる公告を行った日 平成二十九年十月二日 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

印刷所